

No. 75

制 度 名	児童扶養手当給付費国庫負担金	主管課名	青少年家庭課 児童育成・母子福祉 G		
		問合せ先	029-301-3247		
目的・趣旨	児童扶養手当法に基づく都道府県並びに市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が支給する児童扶養手当に要する費用を交付の対象とする。				
<p>[対象団体] 都道府県，市，福祉事務所設置町村</p> <p>[対象事業] 児童扶養手当法に基づいて支給する児童扶養手当</p> <p>[対象経費] 対象事業に要する経費</p>					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/3	—	2/3	—
[30年度当初予算額]		[30年度補助対象団体]			
—		水戸市外 31 市			
[備考]					